

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

渡嘉敷村長 新里 武広

市町村名 (市町村コード)	渡嘉敷村 (47353)
地域名 (地域内農業集落名)	渡嘉敷 (字渡嘉敷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 16 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農林水産省の統計データ(令和4年度調査)では総農家数は15戸、耕地面積は15haである。
小規模な自給的農家が主体であり、高齢化による耕作放棄地の増加や販売農家の減少等による課題を抱えている。

【地域の基礎的データ】

農業を担う者:8人

主な作物:水稲作、甘しょ、野菜、うこん

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業の担い手確保にUターン者や農業を希望する若者などへの育成・就農しやすい環境づくりに取り組む。
環境に配慮した持続可能な農業の推進、観光業と連携した特産品の開発等促進に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に位置付けた者に対して集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構が行う特例事業(農業経営基盤強化促進法第7条(昭和55年法律第65号))の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
遊休農地・耕作放棄地の発生防止と再生・有効利用の促進
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者制度の活用 農地・農機具等の集中管理と貸出体制づくり 地産地消や夕市の開催、無人売店の取り組みへの支援
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業と観光産業の連携による地域経済循環の促進

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣対策(フェンス・箱罠の設置など)
- ②土壌調査を結果などを参考に減農薬・減化学肥料栽培によるエコ栽培の取り組み、植物残渣の利用を推奨
- ⑤若年層の農家向けに果樹等の促進
- ⑩農地を利用した散策路の整備
- ⑩観光産業と連携した特産品の開発や域内消費の促進
- ⑩新たな流通経路の整備